

# ◆平成26年度分 市・県民税申告相談日程表◆

※指定日に都合が悪い場合は、都合の良い日の会場にお越しください。

月日(曜日)	受付相談地区(行政区) ※町内名とは一致しません	会場	
2 月	4日(火)	粕田全区、中羽立、清水川、岩本、橋桁、白沢全区、寺ノ沢、松原、長走、陣場全区、日景温泉、矢立育成園	矢立公民館
	5日(水)	本郷下、神山、姥沢、桜町全区、泉田、猫鼻、花岡団地、神山社宅、西前田、白根山団地、神山荘	花岡公民館
	6日(木)	本郷上、繫沢、土目内、二井山、鳥内、十三森、大森、大森団地、長森団地	釈迦内公民館
	7日(金)	松木全区、沼館全区	
	8日(土)	小釈迦内、向羽立、大通、中通、上通、松峰	
	10日(月)	板子石、日景町全区、山神台、商人留、上袋町、卸町、高館下、釈迦内中台、釈迦内雇用促進住宅	二井田公民館 <small>(真中地区を含む)</small>
	11日(火)	獅子ヶ森全区、長面、長面袋、日鉾獅子ヶ森、二ツ森、県市公営住宅	
	12日(水)	櫃崎、高戸谷、赤石、板沢、小袴、大披、出川、下川原、比内前田、杉沢、大子内	下川沿公民館
	13日(木)	下村、町、館、小坪川原、高村、四羽出、本宮、中台	田代公民館 <small>(総合開発センター)</small>
	14日(金)	餅田全区、山田渡、赤石沢、立花全区、川口全区、鳴滝、大道下、横岩、餅田団地、西大館町、隼人町	
	15日(土)	上軽石野岱、羽貫谷地、上岩瀬、代野、赤川、茂屋、田の沢、谷地の平東、谷地の平緑、谷地の平西、中島、長慶荘	
	17日(月)	平滝、大柳、街道脇、玉石、伊勢堂下、下岩瀬、杉子沢、赤沼、蛭沢、田茂の木、越山、羽立、長谷地、大石渡、桜岱、前田、川反	
	18日(火)	比立内、大巻、長坂、長坂坂地、坂地、本郷1・2・3、みのり台	
	19日(水)	赤坂下、中仕田、岩野目、大岱、李岱、深沢、大淵、大野、高岨、中谷地、深岱、新明岱、館町、上名、向館、赤坂、大野岱	
	20日(木)	出口1・2・3・4・5・6、桜花、外川原、柏木、保滝沢、美杉、南町、若杉	十二所公民館
	21日(金)	下町、中町、上町、上新町、別所、沢尻、葛原、猿間、浦山	
	22日(土)	中山、沢山、羽立、金谷、大滝全区、平内、軽井沢全区、曲田、道目木、成章園、軽井沢福祉園、道目木更生園、つくし苑、ケアハウスほうおう	比内総合支所 <small>(上川沿・十二所地区の一部を含む)</small>
	24日(月)	大町、中町、釣田、達子、大葛温泉、大谷、大葛、森越、長部、大渡夏焼、森合	
	25日(火)	比内丁、馬喰町、独鈷、向田、水曲、沼田	
	26日(水)	新町、市川、沢、日詰、炭谷、笹館、小新田、大原木、谷地中	
	27日(木)	曙町、南町、中野、羽立、大巻、弥助	
	28日(金)	八幡町、笹淵、横町、長内沢、五日市、田尻、片貝、二ツ森、寺崎	
3 月	1日(土)	下川端、上川端、朝日町、新館、駒橋、野開、八木橋、畑沢、板戸、水沢、白沢、小坪沢	中央公民館 <small>(長木・上川沿の一部を含む)</small>
	3日(月)	東雲町、伊勢町、新丁、裏通町、扇ノ丁、二タ又間戸石、竹原、味噌内中、味噌内下、宿内、前田野	
	4日(火)	上代野、下代野全区、東二ツ屋、大明神、新沢、赤沢、黒沢、茂内屋敷、水沢、籠谷、石淵、二ツ屋、積ヶ岱、水交苑	
	5日(水)	宮袋、大茂内、小茂内、芦田子、塞の神、小雪沢、天下町全区、鳳町	
	6日(木)	相染町、田代町全区、旭ヶ丘、泉町、曙町	中公民館
	7日(金)	南ヶ丘、雇用促進住宅、緑ヶ丘、南たつみ町、餌釣、池内、萩野台全区	
	8日(土)	川原町、御成町一丁目全区、清水町、栄町、豊町、水門町、清水町住宅、中道1区	
	10日(月)	御成町二丁目～五丁目、東成町、中道、有浦一丁目～六丁目(観音堂・大田面を含む)、御成町市営住宅、東有浦町(観音堂)、清水南町	
	11日(火)	桂城、金坂、赤館、部垂町、桜町、向町、一心町、谷地町、新町、中町、馬喰町、柄沢、東台全区、市営住宅(新町・中町・向町)、長根山、たつみ町	
	12日(水)	御坂、神明町、南神明町、中神明町、城西町、北神明町、住吉町、根下戸、片山全区、片山市営住宅、天神町、片山町三丁目、天神緑町、美園町、根下戸新町	
	13日(木)	長倉町、愛宕町、古川町、大下町、鉄砲場、通町、独鈷町(市営水門前住宅を含む)、田町、末広町、弁天町、大正町、新富町、大町全区、寺町、常盤木町、昭和町、東新、新地、南町、東町、小館町、仲見世、小館花、舟場	
	14日(金)	★まだ、申告がお済みでないかた(全地域)	
	17日(月)	★まだ、申告がお済みでないかた(全地域)	

## 雑損控除を申告するかた

昨年8月の集中豪雨及び9月の台風18号等により、住宅や家財などに損害を受けたかたは、雑損控除を申告することで平成26年度の税額が軽減される場合があります。

### 【申告に必要な書類】

- ①被害を受けた資産の取得時期、取得価格が分かる書類
- 建物建てた当時の契約書など

※取得価格が分からない場合は、面積が分かるもの(固定資産税の課税明細や登記事項証明書の写しなど)。

### ●被害を受けたことにより支払われる

- ②被害を受けた資産の取り壊しや修繕などに掛かった費用が分かる書類
- 施工業者の領収書など
- ③被保険金の金額がわかる書類
- 保険金の支払い通知書など
- ④「り災証明書」の写し

## 税務署で「確定申告は不要」と言われたかたでも

税務署で確定申告は不要と言われたかたでも、市・県民税の申告が必要な場合がありますので、次のようなかたは税務課にお問い合わせください。

- ・給与所得者や公的年金収入が400万円以下の年金所得者で、その他の所得が20万円以下のかた
- ・営業や農業、不動産所得があるが、所得税が課税されないかた など

## 申告書は郵送でも受け付けます(自書できるかたに限り)

申告書や収支内訳書の必要事項を全て記入(押印含む)したかたは、証明書類等を添付のうえ郵送で申告することができます。また、同様に税務課窓口「申告書投函箱」に投函することもできます。このような場合、内容確認のために連絡することがありますので、日中連絡の取れる電話番号を必ず記入してください。

※日曜日と3月15日(土)は申告相談を行いません。  
※終盤(特に3月14、17日)は大変混雑します。早めに申告しましょう。